

障がい者福祉課 からのお知らせ

障がい者福祉課 27-7331 22-7336
 吉田・大滝・荒川 72-6082 大滝 55-0865
 吉田・大滝・荒川 54-2116

障がい者のための

福祉手当・福祉医療費

①～⑤の手当、医療費については、すでに受給されている方は、申請の必要はありません。

①特別児童扶養手当

対象 一定の障がい(※)がある20歳未満の子どもを育てている方

※特別児童扶養手当認定診断書により一定の障がいがあると認められた方(おおむね身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A、A、Bをお持ちの方)ただし、同居の家族に一定以上の所得がある場合は支給停止

手当額 (平成29年度から)

1級 月額51,450円(▲50円)
 2級 月額34,270円(▲30円)

※対象児童が児童福祉施設等に入所している場合は受け取れません。

②在宅重度心身障害者手当

対象 次のどちらかに該当する方

I 在宅で生活している市・県民税非課税の方で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方

II 20歳未満で医療的ケアを必要とする方で、身体障害者手帳1級

または2級と療育手帳AまたはAを重複してお持ちの方(他の手当を受けていても対象)

手当額 月5,000円

【次の方は受けられません】
 ・II以外は、他の手当を受けている方

・社会福祉施設等に入所している方
 ・65歳以上で新たに手帳を取得した方

③障害児福祉手当

対象 障がいがあるため、常時介護が必要な20歳未満の方

※本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、一定期間支給停止

手当額 (平成29年度から)

月額14,580円(▲20円)

【次の方は受けられません】

・社会福祉施設等に入所している方
 ・障害基礎年金を受けている方

④特別障害者手当

対象 次のいずれかに該当する、在宅で生活している20歳以上の方

・国民年金法1級程度の障がいがある方
 2つ以上ある方

・国民年金法1級程度の障がいがある方
 1つあり、さらに国民年金法2級程度の障がいがある方

・肢体不自由で、国民年金法1級程度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護が必要なる方

・内部障がいおよびその他疾患で、国民年金法1級程度の障がい

があり、絶対安静の方

・精神障がい(知的障がいを含む)で、国民年金法1級程度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護が必要な方

※本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、一定期間支給停止

手当額 (平成29年度から)
 月額26,810円(▲20円)

【次の方は受けられません】

・社会福祉施設等に入所している方
 ・病院または診療所に継続して3か月を超えて入院している方

⑤重度心身障害者医療費

対象 次のいずれかに該当する方

・身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方

・療育手帳A、A、Bをお持ちの方

・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

・65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律の「障害認定」を受けた方

【次の方は受けられません】
 ・65歳以上で新たに手帳を取得された方(更新により新たに該当要件を満たすようになった方を含む)

在宅重度心身障害者 自動車等燃料費補助金

対象 市内在住で、本人または

同居かつ同一生計の親族所有の自動車等を自ら運転している、次のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳1級、2級、3級をお持ちの方

②身体障害者手帳1級、2級、3級を所持する視覚障がい者と同居し同一生計で、移動支援を行っている方

③療育手帳A、A、Bをお持ちの方

④療育手帳A、A、Bを所持する知的障がい者と同居し同一生計で、移動支援を行っている方

⑤精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※秩父市福祉タクシー利用券、難病患者通院交通費補助金を交付されている方は除きます。

補助額 使用燃料1ℓにつき50円(1か月の補助対象限度量…自動車20ℓ、バイク5ℓ)

請求期間 前期分(3月～8月)は9月11日(月)まで、後期分(9月～平成30年2月)は平成30年3月12日(月)までに申請してください。

申請方法 新規申請の方は次の書類を持って窓口へお越しください。

①各種障害者手帳

②運転免許証

③自動車検査証または標識交付証明書

④印鑑

※補助金の受給資格は、認定された月から発生します。

た月から発生します。



ポテくまのテーマソング「ポテくまマーチ」発売中!

市役所総合窓口、吉田・大滝・荒川総合支所でCD1枚500円にて販売

難病患者通院 交通費補助金

対象 特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかをお持ちで難病の治療のため市外の病院等に通院している方、または慢性腎不全のため人工透析を行っている方、市外の病院等に通院している方（吉田地区、大滝地区、荒川地区在住の場合、秩父地区の病院等に通院している方も対象）
※自動車等燃料費補助金を受給されている方、生活サポート事業を利用されている方は対象外

補助額 電車またはバスを利用した場合、運賃の2分の1の額
自家用車を利用した場合、通院にかかる距離1kmあたり4円

請求期間 4月～7月分は8月10日（木）までに、8月～11月分は12月11日（月）までに、12月～3月分は平成30年4月10日（火）までに提出

申請方法 次の書類を持って窓口へお越しください。

- ① 各種医療受給者証または特定疾病療養受療証
- ② 医療機関発行の領収書等、通院記録を証明できるもの
- ③ 補助金振込先口座の名義・番号がわかるもの
- ④ 印鑑

ご利用ください ひとり親家庭 自立支援給付金制度



●自立支援教育訓練給付金

就職に必要な資格や技能を身に付けるために教育訓練講座を受講する場合に、受講費用の一部を支給します。

- 対象** 次の条件を全て満たす方
- ① 市内に住所を有し、児童扶養手当支給水準のひとり親世帯
 - ② 雇用保険法による教育訓練給付の支給を受けていないこと

③ 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であること

④ 過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと

対象となる講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等

支給額 講座終了後に、対象講座の受講料の60%相当額を支給（12,001円～20万円を上限）

※講座を受講する際は、必ず、事

「ちちぶ圏域認知症初期 集中支援チーム」が活動を開始します

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう秩父圏域1市4町で共同し、「ちちぶ圏域認知症初期集中支援チーム」を平成29年3月に配置しました。

「認知症初期集中支援チーム」は、医療や介護の専門職で構成するチームで、認知症または認知症の疑いのある方や家族を訪問し、認知症の早期診断や早期対応の支援を行います。認知症は早く気づいて対応することで、症状の進行を遅らせたり、介護の負担を軽減することができる病気です。

訪問対象となる方

40歳以上で自宅で生活されている認知症の方や認知症が疑われる方で、次の①から③のいずれかに該当する方

- ① 認知症の診断を受けていない方、または治療を中断している方
- ② 介護保険サービスを利用していない方
- ③ なんらかのサービスは利用しているが、認知症による症状が強く、どのように対応したらよいか困っている方

※相談は、お近くの地域包括支援センターへ

- ☎ 秩父地域包括支援センター 22-2582
 ☎ 吉田地域包括支援センター 77-1134
 ☎ 大滝・荒川地域包括支援センター 53-1014

●高等職業訓練促進給付金

就職の際に有利となる資格を取得するため、養成機関で修業する必要がある場合に、訓練促進給付金を支給します。また、卒業後に修了支援給付金を支給します。

対象 次の条件を全て満たす方

- ① 市内に住所を有し、児童扶養手当支給水準のひとり親世帯
- ② 養成機関において1年以上の力の取得が見込まれること
- ③ 仕事または育児と修業の両立が困難であること
- ④ 過去に訓練促進給付金または修了支援給付金を受けていないこと

対象となる資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師、製菓衛生士等

支給額

了支援給付金の支給を受けたことがないこと

○訓練促進給付金

非課税世帯 月額10万円
 課税世帯 月額70,500円

○修了支援給付金

非課税世帯 50,000円
 課税世帯 25,000円

※申請の際は、事前相談が必要になります。詳しい内容については、直接お問い合わせください。

☎ 社会福祉課 25-15204

